令和８年

第２回忠岡町議会定例会会議録

第４日

令和８年６月２５日

忠　岡　町　議　会

令和８年　第２回忠岡町議会定例会会議録（第４日）

令和８年６月２５日午前１０時、第２回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

１．出席議員は、次のとおりであります。

１番　河瀬　成利議員	３番　北村　　孝議員	４番　小島みゆき議員
５番　河野　隆子議員	６番　高迫　照子議員	７番　森野　良一議員
８番　田辺　みき議員	９番　前川　和也議員	10番　尾﨑　孝子議員
11番　二家本英生議員		

１．欠席議員は、次のとおりであります。

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町　　長	是枝　綾子	教 育 長	大塚　　孝
町長公室長	立花　武彦	町長公室次長兼総務課長	中定　昭博
産業住民部長	新城　正俊	産業住民部次長兼住民人権課長	
産業住民部次長兼生活環境課長			谷野　彰俊
	小倉由紀夫	健康福祉部長	二重　幸生
健康福祉部次長兼保険課長		教育部長	柏原　憲一
	大谷　貴利	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	岸田　健二		大西　裕貴
消防次長兼予防課長	下川　浩幸		

（各課課長同席）

１．本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南　　智樹
係　　長	酒井　宇紀
主　　事	兼田　雄飛

（会議の顛末）

議長（前川　和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川　和也議長）

ただいまから会議を開きます。

（「午前１０時００分」再開）

議長（前川　和也議長）

まずは、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南　智樹事務局長）

議長。

議長（前川　和也議長）

南局長。

議会事務局（南　智樹事務局長）

令和８年第２回忠岡町議会定例会議事日程（４日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１　議案第２５号　大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
（総務事業常任委員会　委員長報告）

日程第２　議案第２６号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
（福祉文教常任委員会 委員長報告）

日程第３　議案第２７号　忠岡町職員定数条例の一部改正について
（総務事業常任委員会 委員長報告）

日程第４　議案第２８号　令和８年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）について
（総務事業常任委員会 委員長報告）

日程第５　議案第２９号　賃貸借契約締結について
（令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借）

日程第６　議案第３０号　賃貸借契約締結について
（忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借）

日程第７　議案第３１号　賃貸借契約締結について
（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）

日程第８　議案第３２号　工事請負契約締結について
（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）

日程第９　議案第３３号　工事請負契約締結について
（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）
日程第10　議案第３４号　工事請負契約締結について
（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）
日程第11　意見書第２号　大津川の浚渫工事に関する要望についての意見書の提出について
日程第12　意見書第３号　イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書の提出について
日程第13　意見書第４号　堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書の提出について
日程第14　意見書第５号　政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書の提出について
日程第15　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（前川　和也議長）

日程第１　議案第２５号から日程第４　議案第２８号までの４件の議案についてを一括して議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないと認めます。

よって、日程第１　議案第２５号から日程第４　議案第２８号までの４件を一括議題といたします。

本件に関し、６月１１日の本会議におきまして、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。

委員長（二家本　英生総務事業常任委員会委員長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本委員長。

委員長（二家本　英生総務事業常任委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

６月１１日の本会議において本委員会に付託されました３件の案件については、６月１５日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につい

て、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。
なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。
議案第２５号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
議案第２７号、忠岡町職員定数条例の一部改正について、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
議案第２８号、令和８年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された３件の議案について報告を終わります。
令和８年６月２５日、総務事業常任委員会委員長、二家本英生。
議長（前川　和也議長）
ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（前川　和也議長）
次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。
委員長（尾﨑　孝子福祉文教常任委員会委員長）
議長。
議長（前川　和也議長）
尾﨑委員長。
委員長（尾﨑　孝子福祉文教常任委員会委員長）
議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。
６月１１日の本会議において本委員会に付託されました１件の案件については、６月１６日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。
なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。
議案第２６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されまし

た。
　以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された議案について報告を終わります。
　令和８年６月２５日、福祉文教常任委員会委員長、尾﨑孝子。
議長（前川　和也議長）
　ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
　これより議案１件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川　和也議長）
　それでは、日程第１　議案第２５号　大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　討論なしと認めます。
　これより議案第２５号を採決いたします。
　本件について委員長の報告は原案可決であります。
　委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）
　日程第２　議案第２６号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　討論なしと認めます。
　これより議案第２６号を採決します。
　本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第３　議案第２７号　忠岡町職員定数条例の一部改正について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第２７号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第４　議案第２８号　令和８年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第２８号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２８号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第５　議案第２９号　賃貸借契約締結について（令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借）を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

議案第２９号、賃貸借契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借として、業務用端末等を整備するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、ＮＸ・ＴＣリース＆ファイナンス株式会社大阪支店と賃貸借契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川　和也議長）

提案理由は、以上のとおりでございました。

大綱的質疑をお受けいたします。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第２９号　賃貸借契約締結について（令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借）は、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）

日程第６　議案第３０号　賃貸借契約締結について（忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借）を、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

議案第３０号、賃貸借契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借として、ＬＥＤ照明設備を整備するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、大和リース株式会社大阪本店と賃貸借契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川　和也議長）

提案理由は、以上のとおりです

大綱的質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第３０号　賃貸借契約締結について（忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借）は、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）

日程第７　議案第３１号　賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）を、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

議案第３１号、賃貸借契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借として、ＬＥＤ照明設備を整備するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、大和リース株式会社大阪本店と賃貸借契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川　和也議長）

提案理由は、以上のとおりです

大綱的質疑をお受けいたします。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第３１号　賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）は、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）

日程第８　議案第３２号　工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

議案第３２号　工事請負契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事として、空調機を整備するに当たり、指名競争入札を行った結果、有限会社ショウワメンテナンスと工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川　和也議長）

提案理由は、以上のとおりです

大綱的質疑をお受けいたします。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第３２号　工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）は、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）

日程第９　議案第３３号　工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。
町長（是枝　綾子町長）
議長。
議長（前川　和也議長）
是枝町長。
町長（是枝　綾子町長）
議案第３３号、工事請負契約締結につきまして、ご説明申し上げます。
本件は、東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事として、空調機を整備するに当たり、指名競争入札を行った結果、株式会社新川と工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長（前川　和也議長）
提案理由は、以上のとおりです
大綱的質疑をお受けいたします。
ご質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。
議案第３３号　工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）は、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）
日程第１０　議案第３４号　工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）を、議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
町長（是枝　綾子町長）
議長。
議長（前川　和也議長）
是枝町長。
町長（是枝　綾子町長）
議案第３４号、工事請負契約締結につきまして、ご説明申し上げます。
本件は、忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事として、空調機を整備するに当たり、指名競争入札を行った結果、有限会社ショウワメンテナンスと工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
　どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長（前川　和也議長）
　提案理由は、以上のとおりです
　大綱的質疑をお受けいたします。
　ご質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。
　議案第３４号　工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）は、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（前川　和也議長）
　議事の都合により暫時休憩といたします。
　再開時刻については追って連絡いたします。
（「午前１０時２３分」休憩）

議長（前川　和也議長）
　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（「午後１時００分」再開）
（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川　和也議長）
　先刻、総務事業常任委員会及び福祉文教常任委員会に付託し、休憩中に審査をいたしました日程第５　議案第２９号から日程第１０　議案第３４号までの６件の議案について、再度一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ご異議ないと認めます。
　よって、議案第２９号から議案第３４号の計６件を一括議題といたします。

議長（前川　和也議長）
　先刻の本会議におきまして、総務事業常任委員会に付託しました議案第２９号、第３０号の計２件について内容の審査をした結果について、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。

委員長（二家本　英生総務事業常任委員会委員長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本委員長。

委員長（二家本　英生総務事業常任委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において本委員会に付託されました２件の案件については、先刻、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

議案第２９号、賃貸借契約締結について（令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第３０号、賃貸借契約締結について（忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された２件の議案について報告を終わります。

令和８年６月２５日、総務事業常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川　和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

委員長（尾﨑　孝子福祉文教常任委員会委員長）

議長。

議長（前川　和也議長）

尾﨑委員長。

委員長（尾﨑　孝子福祉文教常任委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において本委員会に付託されました４件の案件については、先刻、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

議案第３１号、賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決され

ました。
　議案第３２号、工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
　議案第３３号、工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
　議案第３４号、工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。
　以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された４件の議案について報告を終わります。
　令和８年６月２５日、福祉文教常任委員会委員長、尾﨑孝子。
議長（前川　和也議長）
　ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
　これより議案１件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川　和也議長）
　それでは、日程第５　議案第２９号　賃貸借契約締結について（令和８年度忠岡町業務用端末等賃貸借）について、討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　討論なしと認めます。
　これより議案第２９号を採決いたします。
　本件について委員長の報告は原案可決であります。
　委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２９号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

続いて、日程第６　議案第３０号　賃貸借契約締結について（忠岡町地区集会所等ＬＥＤ照明設備賃貸借）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第３０号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３０号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第７　議案第３１号　賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第３１号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３１号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第８　議案第３２号　工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第３２号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第９　議案第３３号　工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第３３号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第１０、議案第３４号　工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第３４号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３４号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川　和也議長）

日程第１１、意見書第２号　大津川の浚渫工事に関する要望についての意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

３番（北村　孝議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

北村議員。

３番（北村　孝議員）

大津川の浚渫工事に関する要望書についての趣旨説明を行います。

大津川のうち、河口付近である大阪府道２９号大阪臨海線から上流２．３キロの区間において、土砂が広く堆積しており、流水を阻害している状況であり、前回は平成２８年度並びに平成２９年度に浚渫工事を実施していただきましたが、１０年を経過した現在、川の中に部分的に堆積土砂による中州ができる等、流水阻害率が悪化していると考えられます。

また、近年、毎年のように高水敷が水没し、流木、草、ごみ等が堆積し、流域住民の使用や管理使用の維持管理費に大きく負担がかかり、大雨による氾濫の危険も高まっていると考えられることから、大津川の水害を未然に防止し、流域住民の安全安心な生活を確保するため、今年度の堆積土砂の調査を踏まえ、浚渫工事による治水能力の確保について、次年度の予算化をしていただきますよう要望するものであります。

議員各位においてはご賛同をお願いして趣旨説明にかえさせていただきます。

議長（前川　和也議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川　和也議長）
　これより、討論に入ります。
　討論は、ありませんか。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ないようですので、討論を終結いたします。
議長（前川　和也議長）
　これより、意見書第２号　大津川の浚渫工事に関する要望についての意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　異議なしと認めます。よって、意見書第２号は、原案のとおり可決となりました。
議長（前川　和也議長）
　本件については、閉会後、大阪府のほうに手交いたしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）
　続きまして、日程第１２　意見書第３号　イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。
議長（前川　和也議長）
　提案者の趣旨説明を求めます。
６番（高迫　照子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　高迫議員。
６番（高迫　照子議員）
　イラン戦争による物価高、資材不足の解決のための緊急対策を求める意見書、趣旨説明をいたします。
　アメリカ、イスラエルによるイラン等への攻撃によって、ホルムズ海峡が事実上封鎖され、国民経済と暮らし全般に重大な支障が生まれた事態が依然として続いています。とりわけ、建設、医療、介護、福祉、農林漁業の分野は、経営困難な上にイラン戦争による影響が重くのしかかり、倒産、廃業、休業など深刻な事態が広がっています。
　塗装業や樹脂製造加工業などから、材料が入らなければ仕事ができず給料が払えなくなるのではないかという不安の声も寄せられています。また、医療現場からは、医療用グローブ、シリンジ、消毒用アルコール、プラスチックバリア、医療廃棄物用のごみ袋等入手

不可能で、納期延期、数量制限、価格上昇などの影響があるとされています。
　政府は石油由来の資材不足の原因として流通段階の目詰まりを強調していて、資材などは足りているとのメッセージを繰り返ししていますが、現場の実態とはあまりにも乖離しています。
　よって、政府に対し実態を直視し、緊急に必要な手立てを求める意見書であります。議員皆様方のご賛同、よろしくお願いいたします。
議長（前川　和也議長）
　提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。
　ご質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議長（前川　和也議長）
　お諮りいたします。
　本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議はありませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。
議長（前川　和也議長）
　これより討論に入ります。
　討論はありませんか。
（「あり」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　意見書第３号、イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書について、反対の立場から討論をいたします。
　現在の物価高や資材不足は、複雑な中東情勢やホルムズ海峡を巡る地政学的な要因だけでなく、急激な為替変動、世界的なサプライチェーンの複雑な変化、エネルギー資源の構造的な転換など、総合的な要因が絡み合っています。特定の国、地域における戦争のみを主たる原因として名指しし、即座に対策を講じるよう国に求めるのには、客観的な分析や前提条件の議論が不足しています。
　この意見書は、中東の紛争という国際的な要因を一方的に断定した上で、地方自治体に国の専権事項に属するような財政的、法的な緊急措置を求めるものであり、現状認識や役

割分担の観点からも、地方議会が安易に声明を出すべきものではないと判断いたします。なので、この意見書には反対をいたします。

以上です。

議長（前川　和也議長）

では、続きまして、賛成の討論はありますでしょうか。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

この意見書に対して、暮らしを支えるためということで、賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど複雑な要因で、いろんな為替の変動とかエネルギーの問題とか、そういった問題が指摘されておりました。しかし、それといったものは全て、このイラン戦争が始まって、今までウクライナ戦争、ウクライナ、ロシアの戦争もあった中で、さらに助長されたところではあります。

そういった中で、やはり今一番大事なのは、国民の暮らしをどう助けていくか、それが一番求められることだと思います。一つの戦争、一方的な判断ということではなくて、やはり私たちは今、国民がどういうふうな形で困っているか、そういうことを助けていかなければいけないということであります。

なかなかそれが今、国はできていない状況であり、流通段階での目詰まり感という見解というのも、本当にきちんと調査されていたのか。物価高騰による買い渋りのための材料が購入できない、そういったところの原材料が足らないところがあったりします。

そういった意味でも、やはり今は国がきちんとこういった物価高騰とか、そういったものをきちんと対策していただいて、私たちの暮らしを支えていっていただきたいというのが今回の意見書の趣旨になりますので、私たちは暮らしを守るためにこの意見書には賛成いたしたいと思います。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）

では、続きまして、反対の討論ありますでしょうか。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）

では、賛成討論はいかがでしょうか。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

これより意見書第３号　イラン戦争による物価高・資材不足解決のための緊急対策を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

意見書第３号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川　和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第３号は否決となりました。

議長（前川　和也議長）

次に、日程第１３、意見書第４号　堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書の提出についてを議題といたします。

議長（前川　和也議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

１１番（二家本　英生議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本　英生議員）

意見書第４号、堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書案を趣旨説明させていただきます。

主文でも書いていただいていますが、補填で説明させていただきます。

関西国際空港建設の原点は、伊丹空港の騒音問題の解決やニーズの増大による海上に２４時間運用できる新空港を造ることが目的でした。

１９８２年（昭和５７年）９月、大阪府議会本会議で当時の知事は、関西新空港は当初から民間空港として計画されたものでありまして、運輸省に確認いたしましたところ、今後とも軍用に併用するという考えは全くないということであります。大阪を世界に開かれた平和な国際都市として発展させていくためには、関西新空港が必要であるとの考えに立っておりますので、軍用飛行場との併用ということは一切私の念頭にはございません、と述べられています。

１９９７年に改定された日米防衛協力のための指針、新ガイドラインと、１９９９年に国内法で具体化されたガイドライン関連法の国会審議過程において、地元である泉佐野市、泉南市、田尻町の議会は、そろって全会一致で新ガイドライン関連法案に基づく関西国際空港の軍事利用に反対する意見書を採択しています。

国は特定利用空港・港湾を指定することにより、空港や港湾の整備を促進させ、災害時の救援部隊の派遣の効率的な実施、大型船舶による緊急物資輸送や医療支援等が可能にな

ることを挙げられており、民間利用が主を強調しています。
　また、よくあるご質問の中で、特定利用空港・港湾となると、有事において攻撃目標となるのではないかの質問に対し、円滑な利用に関する枠組みを設けた後も、平素の利用に大きな変化はなく、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高くなるとは言えないと答えていますが、今まで日本国内に対しての有事はなかったでしょうか。
　しかし、自衛隊が利用するのであれば、意見書の主文にあるように、ジュネーブ条約での保護対象から外され、有事の際に攻撃目標となる危険が大幅に拡大します。そのような状況をつくらせないためには、特定利用空港・港湾の指定を受けないことであります。
　この意見書は、関西国際空港及び伊丹空港、堺泉北港の平和利用を強く求める意見書であります。地域の住環境を守るため、議員皆さんのご賛同を賜りますようお願いいたします。
　以上です。
議長（前川　和也議長）
　提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。
　ご質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議長（前川　和也議長）
　お諮りいたします。
　本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議はありませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長（前川　和也議長）
　異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。
議長（前川　和也議長）
　これより、討論に入ります。
　討論は、ありませんか。
　尾﨑議員。
１０番（尾﨑　孝子議員）
　意見書第４号、堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書について、反対の立場から討論いたします。
　特定利用の指定は、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの整備であります。これらの空港・港湾について、民生利用を主としつつも、自衛隊や海上保安庁の航空機や船舶の円滑な利用にも資するように、必要な整備や既存の事業の促進が図られるというも

のです。円滑に自衛隊や海上保安庁の人員や物資の輸送ができるよう、駐屯地等とのアクセスの向上や道路の整備が図られるということもあり、災害対応などの場合においても効果が期待されます。

指定に基づいた平素からの連携により、円滑に部隊が空港・港湾を利用できるようになること、そして必要な整備が促進されるということは、自衛隊、海上保安庁による災害対応力の向上につながり、関西空港が身近にある我々にとってもメリットであると考えます。

また、自衛隊の航空機や船舶が必要な空港・港湾を平素より円滑に利用できるよう政府全体として取り組むことは、他国に対する抑止力になり、また実際の対処力を高め、我が国への攻撃の意思を挫くこととなります。それがひいて我が国の安全に資するものになると考えることから、この意見書には反対させていただきます。

以上です。

議長（前川　和也議長）

続きまして、賛成の討論はいかがでしょうか。

６番（高迫　照子議員）

はい。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

賛成討論いたします。今年３月末に国の方から大阪府、兵庫県及び神戸市に対して、伊丹空港、関西空港、神戸空港、堺泉北港、姫路港を、いわゆる特定利用空港・港湾の対象候補として検討している旨の説明があり、それぞれの府県の住民からは大変不安の声が上がっています。

既に昨年４月に和歌山県の南紀白浜空港が特定利用空港に指定され、１０月に４機のＦ１５戦闘機によるタッチアンドゴー着陸と離陸を連続して行う訓練が強行され、観光の町、白浜での軍事訓練に抗議の声が住民から上がっております。

堺泉北港や関西空港及び大阪国際空港が特定利用空港・港湾に指定されたら、自衛隊、海上保安庁による災害対応訓練にとどまらず、戦闘機の離着陸訓練や武器、弾薬などの物資輸送まで行われるのではないか。また、自治体が受け入れれば、なし崩し的に米軍にまで使用されるおそれさえあるのではと危惧します。

府民の命と安全を守る自治体の役割を果たす立場から、特定利用空港・港湾指定に同意しないようよろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）

続きまして、反対の討論はございませんか。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）
　では、賛成の討論はいかがでしょうか。
（な　　し）
議長（前川　和也議長）
　ないようですので、討論を終結いたします。
議長（前川　和也議長）
　これより、意見書第４号　堺泉北港、関西国際空港及び大阪国際空港の「特定利用空港・港湾」への指定についての意見書の提出についてを、起立により採決いたします。
　意見書第４号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。
（起立少数）
議長（前川　和也議長）
　起立少数であります。よって、意見書第４号は否決となりました。

議長（前川　和也議長）
　日程第１４、意見書第５号　政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書の提出についてを、議題といたします。
　提案者の趣旨説明を求めます。
５番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河野議員。
５番（河野　隆子議員）
　この意見書案の趣旨説明をさせていただきます。
　そもそも武器輸出禁止は１９７６年、三木内閣が平和国家としての立場、国際紛争の助長回避を理由に宣言し、１９８１年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議し、国是としてきたところです。
　ところが、２０１４年に安倍内閣は武器輸出原則禁止を原則可能とする防衛装備移転三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針の一部改正を閣議決定いたしました。
　しかし、この決定においても殺傷武器輸出については５類型を設けざるを得ませんでした。しかし、今回の閣議決定で、武器輸出を救護、輸送、警戒、監視、掃海としてきた５類型の撤廃により、戦闘機や艦艇、長射程ミサイルなどの輸出が可能となります。防衛予算のＧＤＰ比２％達成前倒しなど、今後のさらなる需要増、採算性改善に期待していると川崎重工も言っております。
　４月から５月、大企業の決算発表が相次ぐ中、防衛産業は大軍拡で売上げが急増しています。そんな防衛産業のてこ入れをさらにしようというのが高市早苗首相であります。４

月、経済成長にもつながるとして、武器輸出の全面解禁に踏み出しました。メディアも「平和国家の理念はどこへ」と朝日が報じ、同じ５月３日の世論調査では殺傷能力のある武器輸出に６７％が反対と書かれておりました。

平和国家日本の姿を変えるとして、国民から厳しい批判の声が上がっている武器輸出解禁。しかし、政府は国会での議論もなく、 一片の閣議決定で強行しました。背景にはアメリカ政府や軍需産業の強い要望、要求があるからです。財界、経団連は、防衛産業への財政支援や、国が先頭に立って武器輸出を推進することなどを求め続け、これに自民党政権はこたえてきました。

２０１５年９月１９日、集団的自衛権の行使を認める安保法制の強行の４日前に経団連が出した防衛産業政策の実行に向けた提言。このとき、安全保障関連法案が成立すれば、自衛隊の国際的な役割の拡大が見込まれる自衛隊の活動を支える防衛産業の役割は一層高まると、武器ビジネスの拡大に期待を膨らませていました。この提言は、武器輸出の実績がほとんどないため、国家戦略として推進するべきであると強く要請しております。企業の適切な収益の確保のために、輸出事業での支援や産業振興資金支援などの国の後押しをこのときも求めています。

軍需産業のお得意先はほかならぬ他国です。２２年、閣議決定の安保３文書で敵基地攻撃能力保有や５年間で４３兆円の大軍拡を打ち出し、この巨大な官需が大企業の収益を押し上げています。

アメリカ合衆国、イスラエルによるイラン攻撃、ロシアによるウクライナ侵略、そしてイスラエルによるガザ攻撃など、無法な戦争が相次いでいる今こそ、日本は国際紛争を助長するのではなく、日本国憲法に基づく平和国家としての行動を示すべきであります。

よって、政府に対し、武器輸出全面解禁、この撤回を求めるこの意見書案に、どうか皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川　和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「あり」の声あり）

議長（前川　和也議長）

尾﨑議員。

１０番（尾﨑　孝子議員）

意見書第５号、政府に対して武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書について、この意見書について反対の立場から討論をいたします。

まず、武器輸出という言い方ではなく、公式には装備移転と表現されておりますが、我が国を取り巻く安全保障環境が日に日に厳しくなる中、我が国だけで自国の平和と安全を守ることはできません。防衛装備の面においても、お互いを支え合うパートナーの国が必要です。既に現時点においても、日本の防衛装備は協力関係にある国によって支えられ、東南アジア、豪州、欧州などの国においては、日本の防衛装備品に対する期待が高まっております。

防衛装備の移転は、これらのパートナーである国々の防衛力の向上、ひいては紛争の未然防止に貢献し、我が国の安全確保にもつながります。そして、これらの国々が日本と同じ防衛装備品を持っていると、部品等を相互に融通し合うことも可能となり、連携が強化されます。また、ライセンス生産などを通じて国外において生産や維持をする基盤を有し、海外の移転を見据えて国内の生産能力を確保することは、有事となった場合、長期戦への備えにもなります。

以上、装備移転は我が国の安全を確保し、国民の生命を守る上で不可欠であると考えることから、この意見書には反対をいたします。

以上です。

議長（前川　和也議長）

続きまして、賛成の討論はございませんか。

６番（高迫　照子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

高迫議員。

６番（高迫　照子議員）

政府に対し、武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書の賛成討論をいたします。

殺傷能力のある日本の武器を輸出するということは、その武器を使って何の罪もない子どもたちを殺すことにつながります。日本の武器が海外の紛争で使われることは、日本が

戦争に加担することになるのではないでしょうか。憲法９条を持つ平和国家の日本の歩みを根本から崩すものとなります。

武器輸出禁止は５０年前、先ほど趣旨説明でありましたように、三木内閣が全面禁止を全会一致で決議して国是としてきました。当時の宮沢喜一外務大臣は、我が国は兵器の輸出をして金を稼ぐほど落ちぶれてはいないと言って、日本が武器輸出をすることを完全に否定しました。ところが、高市首相は武器輸出について、日本の経済の成長にもつながるなど国会答弁で主張されています。

今まで日本の自衛隊員が海外で人を殺したことはなく、殺されたこともないのは、日本が平和国家だからです。武器輸出全面解禁を国会審議をすることもなく、閣議決定で決めたことは、日本が大事にしてきた平和主義の理念を放棄することになります。

よって、私は意見書に賛成いたします。

議長（前川　和也議長）

続きまして、反対の討論はありますか。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）

ては、賛成の討論はいかがでしょうか。

（な　　し）

議長（前川　和也議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第５号　政府に対して、武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書の提出についてを、起立により採決いたします。

意見書第５号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川　和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第５号は否決となりました。

議長（前川　和也議長）

日程第１５、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第７４条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川　和也議長）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決定しました。

議長（前川　和也議長）
　本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。
　それでは、閉会に当たり町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。
町長（是枝　綾子町長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　是枝町長。
町長（是枝　綾子町長）
　ただいま議長の許可をいただきましたので、令和８年第２回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
　去る６月９日より開催されました本定例会におきまして、ご提案いたしました諸議案につきまして、慎重な審議をいただき、ご賛同とご可決を賜り、誠にありがとうございました。
　とりわけ町立小・中学校の体育館の空調整備事業につきましては、令和６年度に工事の設計委託をしてから大変お待たせしておりましたが、本定例会におきまして工事の請負契約締結をご承認いただきましたので、今後、工事が予定どおり進み完了することを心より願っております。
　近年、気候変動により年々夏が暑くなっておりますので、熱中症への新たな対応についても考えていかなければならないときに来ているのではないかと思っております。
　また、先日の東京都の北区の小学校で火災が起きましたが、本町の学校、公共施設の防火設備や避難訓練についても、いま一度見直す機会にしてまいりたいというふうに考えております。
　今定例会や委員会を通じまして議員の皆様方からいただきましたご意見やご要望につきましては、その趣旨を十分尊重し、今後の町政運営に生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
　また、今朝、青森県で最大震度６強という、東北地方で大きな地震がありました。詳しい状況はまだ分かりませんが、大きな被害がないことを願っております。また、今、台風７号と８号が日本に接近してきております。梅雨前線の影響で雨が心配されるところであります。本町もそれに備えて対応してまいります。
　このように、いつ起こるかわからない地震や火災、また風水害といった災害に対応できるように、対策に力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。
　また、先ほどの大阪府への要望意見書、議員皆様方が全会一致で大津川の浚渫工事の要望を上げていただくということで、大変心強く思っております。水害の心配ということが

懸念されておりますので、本町といたしましても大阪府に要望もしてまいります。議会の皆様と力を合わせて、大津川の浚渫工事が実現されるようにというふうに、本町としても力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

結びに当たりまして、これから暑さが厳しくなる折、議員皆様方にはご健康に十分留意されてご活躍くださいますよう心よりご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（前川　和也議長）

以上をもちまして、令和８年第２回忠岡町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「午後１時４５分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和８年６月２５日

忠岡町議会議長　前　川　和　也

忠岡町議会議員　河　野　隆　子

忠岡町議会議員　高　迫　照　子